

補完貸付先の承認取消しにかかる予告措置の概要

日本銀行は、補完貸付制度における貸付先が、その承認基準として定められている自己資本比率、資本バッファ比率の要件または流動性カバレッジ比率の要件を満たさなくなった場合、同比率の水準等^(注1)に応じ、別表のとおり貸付先の承認の取消しまたはその予告措置を講じます。

なお、予告措置を講じた場合の取扱いは以下のとおりです。

- ①予告期間中に承認基準を満たしたと認められる場合には、予告を取消します（この場合、貸付先の承認は維持されます。）。
- ②予告期間中に承認基準を満たす可能性がなくなると認められる場合には、その時点で貸付先の承認取消しを行います。
- ③予告期間中に承認基準を満たさなかったと認められる場合には、予告後6か月を経過した時点で貸付先の承認取消しを行います。

—— 予告措置の運用イメージについては別紙をご参照下さい。

別表

(a) 金融機関のうち国際統一基準適用先およびその親会社である銀行持株会社、金融商品取引業者のうち川上連結先^(注2)ならびに(c)以外の外国銀行および外国連結親会社

直近の自己資本（規制） 比率等	6ヶ月以内の 自己資本（規制）比率等 の見込み	措置の内容
普通株式等Tier 1比率4.5%以上、Tier 1比率6%以上、総自己資本比率8%以上、資本バッファ比率の要件 ^(注3) を満たすことおよび流動性カバレッジ比率の要件 ^(注3) を満たすこと	—	貸付先の承認を維持
普通株式等Tier 1比率4.5%未満1.13%以上、Tier 1比率6%未満1.5%以上もしくは総自己資本比率8%未満2%以上であること 資本バッファ比率の要件を満たさなくなったこと 流動性カバレッジ比率の要件を満たさなくなったこと	普通株式等Tier 1比率4.5%以上、Tier 1比率6%以上および総自己資本比率8%以上に回復する可能性あり 資本バッファ比率の要件を満たす ^(注4) 可能性あり 流動性カバレッジ比率の要件を満たす ^(注4) 可能性あり	予告を発出
同上	普通株式等Tier 1比率4.5%以上、Tier 1比率6%以上および総自己資本比率8%以上に回復する可能性なし 資本バッファ比率の要件を満たす可能性なし 流動性カバレッジ比率の要件を満たす可能性なし	直ちに貸付先の承認を 取消
普通株式等Tier 1比率1.13%未満、Tier 1比率1.5%または総自己資本比率2%未満	—	

(b) 金融機関のうち国内基準適用先およびその親会社である銀行持株会社

直近の自己資本比率	6ヶ月以内の 自己資本比率の見込み	措置の内容
4%以上	—	貸付先の承認を維持
4%未満 1%以上	4%以上に回復する 可能性あり	予告を発出
同上	4%以上に回復する 可能性なし	直ちに貸付先の承認を 取消
1%未満	—	

(c) 外国銀行のうちその母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」（1988年7月バーゼル銀行監督委員会）または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（2004年6月バーゼル銀行監督委員会）に基づき定められた規制の適用を受ける先および外国連結親会社

直近の自己資本比率	6ヶ月以内の 自己資本比率の見込み	措置の内容
8%以上	—	貸付先の承認を維持
8%未満2%以上	8%以上に回復する可能性あり	予告を発出
同上	8%以上に回復する可能性なし	直ちに貸付先の承認を 取消
2%未満	—	

(d) 金融商品取引業者、証券金融会社および短資業者

直近の自己資本（規制） 比率	6ヶ月以内の 自己資本（規制）比率の見込み	措置の内容
200%以上 ^(注5)	—	貸付先の承認を維持
200%未満 100%以上	200%以上に回復する 可能性あり	予告を発出
同上	200%以上に回復する 可能性なし	直ちに貸付先の承認を 取消
100%未満	—	

(注1) 数値基準のほか、自己資本比率または資本バッファ比率が実質的に要件を下回るとみられる、もしくは流動性カバレッジ比率が実質的に要件を下回るとみとめられる、またはその他信用力が十分でないと認められる特段の事情もしくは別表に掲げる事項の検証結果等を踏まえて流動性リスク管理が適切でないとして認められる特段の事情がないことも判断材料とする。

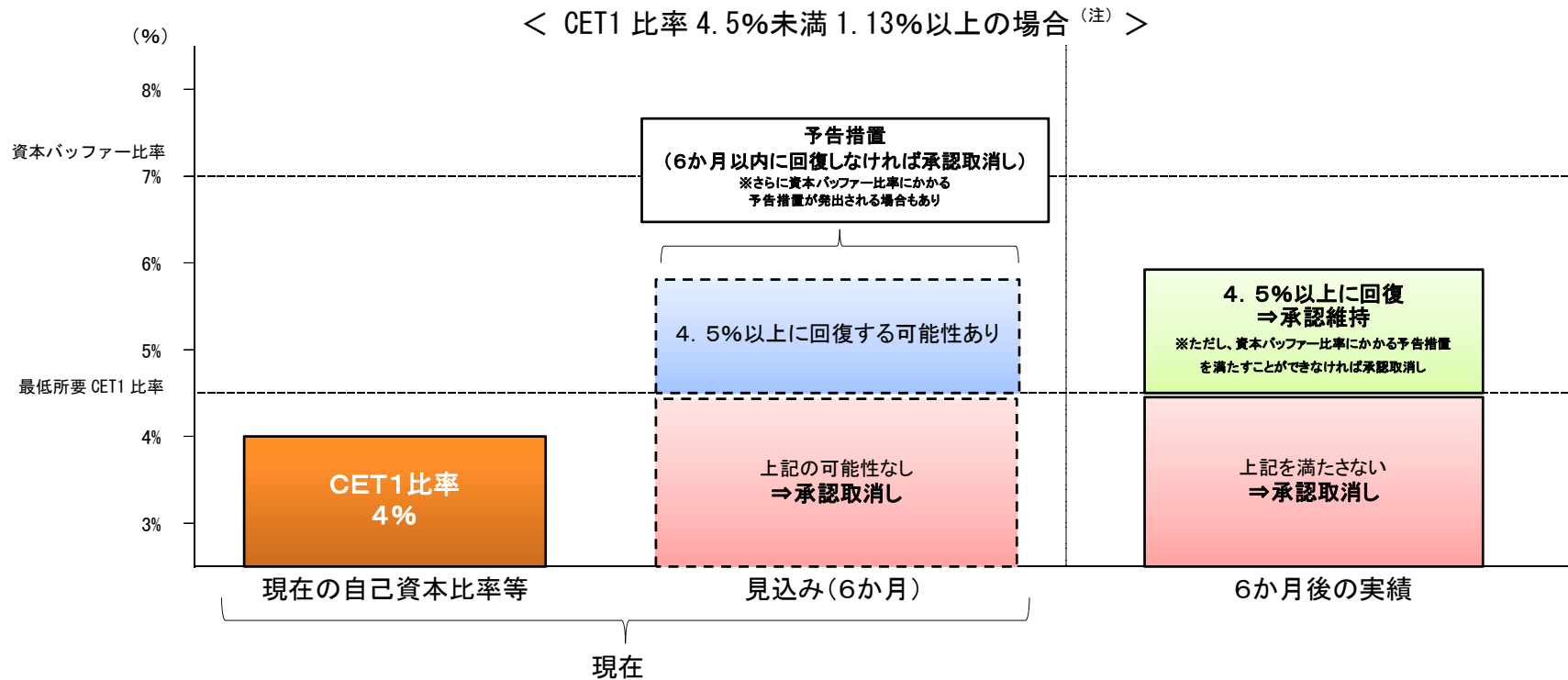
(注2) 金融商品取引業者が特別金融商品取引業者であって、その親会社が最終指定親会社である場合（バーゼル基準採用先）には、最終指定親会社にかかる連結自己資本規制比率。なお、このケースに該当する金融商品取引業者の単体および川下連結自己資本規制比率は（d）の基準に従う。

- (注3) 資本バッファ比率または流動性カバレッジ比率が法令（外国銀行、外国金融商品取引業者または外国連結親会社のうち、バーゼルIII適用先またはバーゼルI・II適用先については母国の法令をいい、銀行法準用先については準用される銀行法をいう。以下同じ。）に定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、要件を満たすものとみなす。
- (注4) 資本バッファ比率または流動性カバレッジ比率が要件を満たすとは、6か月以内に法令に定められた水準に回復する、またはその水準を満たすよう着実に改善すると認められることをいう。
- (注5) 金融商品取引業者のうち川上連結先またはグローバルなシステム上重要な銀行（法令により資本バッファ規制が適用される先に限る。）の連結子会社である先については、自己資本規制比率が140%以上200%未満の場合であっても、200%以上に着実に改善すると認められるときは、200%以上であるとみなす。

予告措置の運用イメージ

① 最低所要自己資本比率を満たさない場合の予告措置

最低所要自己資本比率にかかる予告措置		対応
現在	6か月以内に CET1 比率 4.5%以上に回復する可能性はあるか	<input type="checkbox"/> 有：予告措置 <input type="checkbox"/> 無：承認取消し
6か月後	CET1 比率 4.5%以上に回復したか	<input type="checkbox"/> 有：承認維持 <input type="checkbox"/> 無：承認取消し

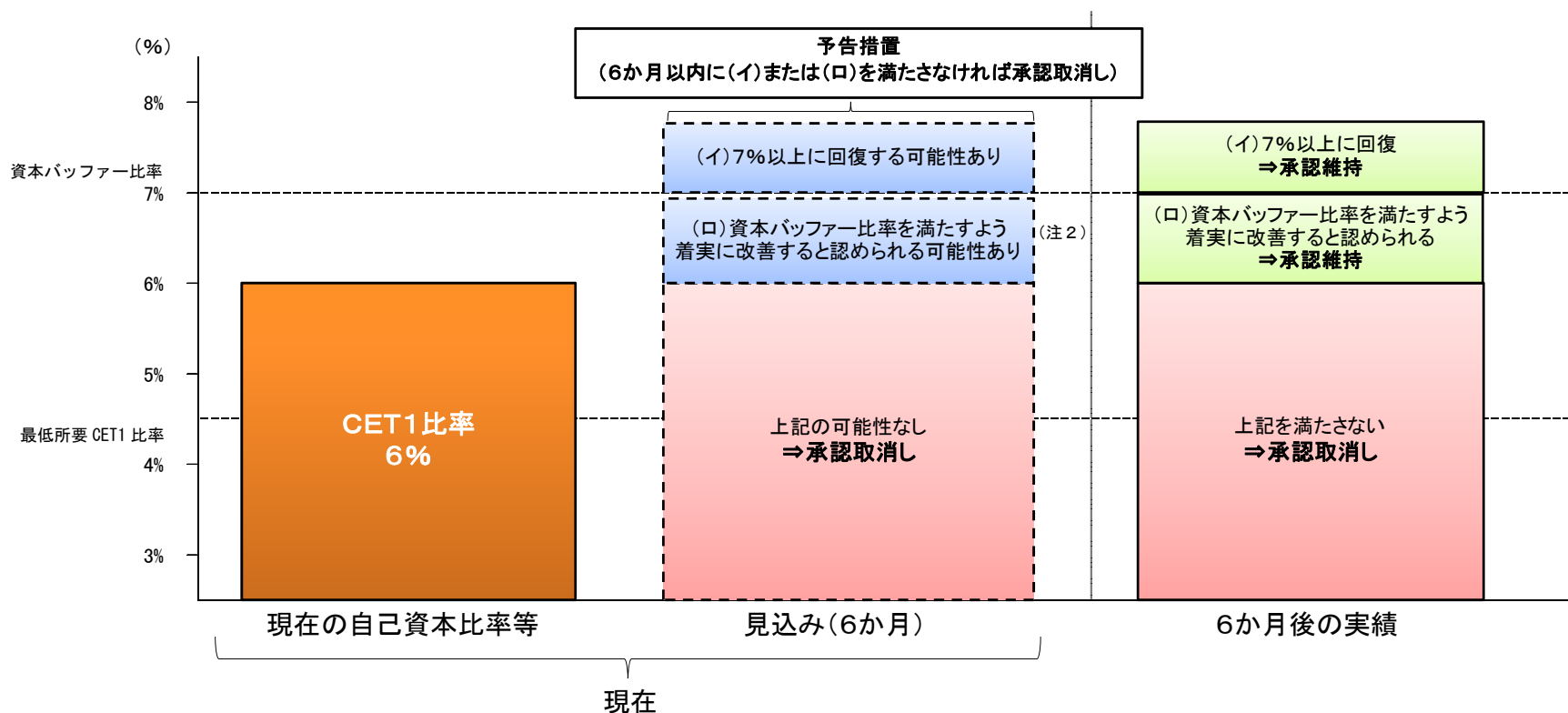


(注) CET1 比率 1.13%未満の場合には、直ちに承認取消しを行う。

② 資本バッファ比率の要件を満たさない場合^(注1)の予告措置

資本バッファ比率にかかる予告措置		対応
現在	6か月以内に資本バッファ比率の要件を満たす可能性はあるか 具体的には、(イ)資本バッファ比率の要件を満たす、または(ロ)「着実に改善する」と認められる可能性があるか	有：予告措置 無：承認取消し
6か月後	(イ)資本バッファ比率の要件を満たした、または(ロ)「着実に改善する」と認められるか	有：承認維持 無：承認取消し

<GET1 比率 7%未満 4.5%以上の場合>



(注1) 資本バッファ比率が法令に定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、要件を満たすものとみなす。

(注2) 「着実に改善する」可能性の判断は、資本バッファ比率を回復するために合理的と認められる改善計画を確認する。資本バッファ比率の水準を満たすまでの期間は、6か月以内である必要はない。6か月以上の期間をかけて資本バッファ比率の水準を満たす改善計画であっても、着実に改善する道筋を示すものであれば「着実に改善する」可能性があると認める。